

重 要

令和6年4月1日

退職される教職員の皆様へ

徳島県教育委員会福利厚生課長

番号法施行に伴う個人番号（マイナンバー）提供のお願い

日頃は、福利厚生事務の円滑な執行に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の施行に伴い、個人番号関係事務に必要とするため、個人番号を御提供いただく必要があります。

つきましては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の規定に基づき、利用目的を通知しますので、次のとおり、退職所得の受給に関する申告書等への記入、提出をお願いします。

◆個人番号の利用目的

- （１）退職所得申告書等、退職所得に関する申告書作成事務（平成28年1月から）
- （２）給与支払報告書、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書等住民税関係の届出に係る事務（平成29年1月から）

◆収集方法

退職所得の受給に関する申告書等に個人番号を記入し、第三者に見えないよう封筒に封かんし、所属の取りまとめを行う職員を経由し、福利厚生課に提出してください（個人番号カード等の写しの添付は不要です。）

なお、御提出いただきました個人番号については、目的以外には使用せず、安全管理措置にしたがって、適切に管理することを申し添えます。